平成２４年（フ）第１３３号
大分市大字角子原1344番地、従前の住所大分市三佐５丁目８番７号
債務者　高原いづみ
１　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９号
大分県杵築市大字杵築1366番地18、申立前の住所大分県杵築市大字杵築665番地134　ヴィラニュー杵築Ａ101
債務者　中山田智恵美
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
北海道岩内郡岩内町字清住２番地の12
債務者　菅野　健次
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第３２３号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目４番15号
債務者　荒木　徳吉
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目４番15号
債務者　荒木　浩美
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
さいたま市北区土呂町２丁目50番地４　ＡＹＡ205、旧住所さいたま市北区宮原町４丁目116番地１　井上マンション303
債務者　尾崎　隆二
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ202号室
債務者　尾原　節子
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６５号
さいたま市北区日進町１丁目409番地　グリーンヒルズ201
債務者　松本　匡央
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７８号
さいたま市桜区田島６丁目２番６―310号
債務者　森島　　進
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７９号
さいたま市南区曲本１丁目19番16号　パステロ202
債務者　森島　　健
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
さいたま市見沼区春岡２丁目10番地２　ハイツベルフォート101
債務者　和氣　智子
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
千葉県松戸市北松戸２丁目13番地の６　コーポ88―102号
債務者　田中　慎弥
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１７号
千葉県野田市尾崎台29―１　レオパレスＭＥＧＵ103号室、住民票上の住所千葉県野田市中野台鹿島町37番地の10
債務者　南雲　冠士
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１８号
千葉県柏市豊四季221番地４　ソフィアＡ―202号
債務者　村上　卓郎
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４２号
千葉県松戸市根木内529番地の68
債務者　石井　繁美
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５８号
千葉県松戸市常盤平西窪町８番地の11　テイアイコーポ201号
債務者　板垣　典子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５９号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目８番４号高寺文化202
債務者　清水見津江
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係